

保医発 0830 第 1 号  
令和 6 年 8 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 9 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

#### 記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について
- 別添 4 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第10部第1節第4款K259の(4)次に次を加える。  
K259 角膜移植術  
(5) 培養ヒト角膜内皮細胞移植術は、水疱性角膜症の患者に対して、培養ヒト角膜内皮細胞を前房内に注入して角膜内皮細胞移植を行った場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。
- 2 別添1の第2章第10部第1節第8款K571の次に次を加える。  
K574 心房中隔欠損閉鎖術 1 単独のもの  
(1) 弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、心尖部アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。  
(2) 本治療の実施に当たっては、「K555」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。  
K574-2 経皮的心房中隔欠損閉鎖術  
(1) 弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、順行性アプローチ又は逆行性アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。  
(2) 本治療の実施に当たっては、「K555」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」  
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 95 点
- ロ 小白歯・前歯 59 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 11点
  - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 8点
    - b 複雑なもの 21点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 9点
    - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 4点
  - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 3点
    - b 複雑なもの 8点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 6点
    - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
  - 複雑なもの 1,650点
- (2) 4分の3冠 2,062点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大臼歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 366点
    - b 複雑なもの 677点
  - ロ 5分の4冠 852点
  - ハ 全部金属冠 1,072点
- (2) 小臼歯・前歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 249点
    - b 複雑なもの 495点
  - ロ 4分の3冠 612点
  - ハ 5分の4冠 612点
  - ニ 全部金属冠 767点

3 銀合金

- (1) 大臼歯
  - イ インレー

a	単純なもの	25 点
b	複雑なもの	44 点
ロ	5分の4冠	57 点
ハ	全部金属冠	70 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	16 点
b	複雑なもの	33 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	40 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	40 点
ニ	全部金属冠	51 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	612 点
(2)	小白歯	612 点
(3)	大白歯	852 点
2	銀合金	
(1)	前歯	40 点
(2)	小白歯	40 点
(3)	大白歯	57 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	366 点
ロ	小白歯・前歯	249 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	25 点
ロ	小白歯・前歯	16 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	956 点
2	銀合金を用いた場合	113 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,234点

ロ 小臼歯 929点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 56点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 741点

ロ 小臼歯 929点

ハ 大臼歯 1,234点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 71点

ロ 小臼歯 71点

ハ 大臼歯 71点

M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,871 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,522 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	1,522 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,169 点
	ハ 前歯（切歯）	900 点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	987 点
	ロ 犬歯・小白歯	772 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	677 点
	ロ 犬歯・小白歯	589 点
	ハ 前歯（切歯）	546 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	884 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	683 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	273 点
(2)	犬歯・小白歯	294 点
(3)	大白歯	339 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小白歯	30 点
(3)	大白歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	



(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 677 点

ロ 小白歯・前歯 495 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 44 点

ロ 小白歯・前歯 33 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,582 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 99 点

「特定保険医療材料の定義について」（令和6年3月5日保医発0305第12号）  
の一部改正について

- 1 別表のⅡの123（1）②中の「又は冷凍アブレーション用のカテーテル」を「、冷凍アブレーション用又はパルスフィールドアブレーション用のカテーテル」に改める。
- 2 別表のⅡの123（2）中の「熱アブレーション用（6区分）及び冷凍アブレーション用（2区分）の合計8区分」を「熱アブレーション用（6区分）、冷凍アブレーション用（2区分）及びパルスフィールドアブレーション用の合計9区分」に改める。
- 3 別表のⅡの123（3）⑧に次を加える。
  - ⑨ パルスフィールドアブレーション用  
次のいずれにも該当すること。
    - ア 薬剤抵抗性を有する発作性心房細動の治療を目的として使用するパルスフィールドアブレーション用のカテーテルであること。
    - イ 高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルでないこと。
    - ウ ペーシング刺激による、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を行う機能を有すること。
- 4 別表のⅡの189を削除する。
- 5 別表のⅡの227に次を加える。
  - 228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット  
次のいずれにも該当すること
    - ① 薬事承認又は認証上、類別が「ヒト細胞加工製品（1）ヒト体細胞加工製品」であって、一般的名称「ネルテペンドセル」であること。
    - ② ドナーより採取したヒト角膜から成熟分化角膜内皮細胞を含む細胞を採取し、生体外での初代培養を経て拡大培養、分化及び成熟工程を経ることにより得られる成熟分化した培養ヒト角膜内皮細胞の懸濁液を精製及び投与するキットであること。
  - 229 弁周囲欠損孔閉鎖セット  
次のいずれにも該当すること
    - ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「人工心膜用補綴材」であること。
    - ② 大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の欠損孔を閉鎖することを目的に、経皮的に病変部に挿入留置して使用する人工補綴材セット（デリバリーシステムを含む。）であること。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
(令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

- 1 Iの3の123を次に改める。
    - (1) 熱アブレーション用の「体外式ペーシング機能付き」又は「体外式ペーシング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。
    - (2) パルスフィールドアブレーション用については、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を目的として体外式ペースメーカー用カテーテル電極・心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞型と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。
  - 2 Iの3の189を削除する。
  - 3 Iの3の227の次に次を加える。
- 228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット
- (1) 水疱性角膜症の患者であって、最良矯正視力が0.7未満であること及び不可逆の角膜上皮浮腫が存在することが確認されたものに対して使用した場合に、1回の手術において片眼につき1回に限り算定できる。
  - (2) 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
  - (3) 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットを使用する前の患眼の最良矯正視力及び角膜内皮細胞密度を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 229 弁周囲欠損孔閉鎖セット
- (1) 弁周囲欠損孔閉鎖セットは、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、欠損孔を経皮的に閉鎖することを目的に使用した場合に限り、1回の手術に対して2個を限度として算定できる。
  - (2) 弁周囲欠損孔閉鎖セットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
  - (3) 弁周囲欠損孔閉鎖セットの使用に当たっては、区分番号「K555」弁置換術が適応とならない医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について  
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第9部 (略) 第10部 手術 1～26 (略) 第1節 手術料 第1款～第3款 (略) 第4款 眼 K200-2～K228 (略) K259 角膜移植術 (1)～(4) (略) <u>(5) 培養ヒト角膜内皮細胞移植術は、水疱性角膜症の患者に 対して、培養ヒト角膜内皮細胞を前房内に注入して角膜内皮 細胞移植を行った場合に、本区分の所定点数を準用して算定 する。</u> K259-2～K284 (略) 第5款～第7款 (略) 第8款 心・脈管 K545～K571 (略) <u>K574 心房中隔欠損閉鎖術 1 単独のもの</u> <u>(1) 弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第9部 (略) 第10部 手術 1～26 (略) 第1節 手術料 第1款～第3款 (略) 第4款 眼 K199～K258 (略) K259 角膜移植術 (1)～(4) (略) (新設)  K259-2～K284 (略) 第5款～第7款 (略) 第8款 心・脈管 K545～K571 (略) (新設)</p>

人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、心尖部アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。

(2) 本治療の実施に当たっては、「K 5 5 5」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

#### K 5 7 4-2 経皮的心房中隔欠損閉鎖術

(1) 弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、順行性アプローチ又は逆行性アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。

(2) 本治療の実施に当たっては、「K 5 5 5」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

K 5 8 1～K 6 2 7-4 (略)

第9款～第13款 (略)

第2節・第3節 (略)

第11部～第14部 (略)

第3章 (略)

(新設)

K 5 8 1～K 6 2 7-4 (略)

第9款～第13款 (略)

第2節・第3節 (略)

第11部～第14部 (略)

第3章 (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」  
（令和6年3月5日保医発 0305 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>95 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>59 点</u> 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,650 点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,062 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>366 点</u> b 複雑なもの <u>677 点</u> ロ 5分の4冠 <u>852 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>84 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>52 点</u> 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,479 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,848 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>332 点</u> b 複雑なもの <u>614 点</u> ロ 5分の4冠 <u>772 点</u>

ハ 全部金属冠	<u>1,072 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>972 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>249 点</u>	a 単純なもの	<u>226 点</u>
b 複雑なもの	<u>495 点</u>	b 複雑なもの	<u>449 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>612 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>555 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>612 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>555 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>767 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>696 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>25 点</u>	a 単純なもの	<u>23 点</u>
b 複雑なもの	<u>44 点</u>	b 複雑なもの	<u>40 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>57 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>51 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>70 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>63 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>16 点</u>	a 単純なもの	<u>14 点</u>
b 複雑なもの	<u>33 点</u>	b 複雑なもの	<u>30 点</u>
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	<u>40 点</u>	ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	<u>36 点</u>
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	<u>40 点</u>	ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	<u>36 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>51 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>46 点</u>
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>612 点</u>	(1) 前歯	<u>555 点</u>
(2) 小臼歯	<u>612 点</u>	(2) 小臼歯	<u>555 点</u>
(3) 大臼歯	<u>852 点</u>	(3) 大臼歯	<u>772 点</u>
2 銀合金		2 銀合金	

(1) 前歯	<u>40 点</u>	(1) 前歯	<u>36 点</u>
(2) 小臼歯	<u>40 点</u>	(2) 小臼歯	<u>36 点</u>
(3) 大臼歯	<u>57 点</u>	(3) 大臼歯	<u>51 点</u>
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>366 点</u>	イ 大臼歯	<u>332 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>249 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>226 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>25 点</u>	イ 大臼歯	<u>23 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>16 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>14 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>956 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>866 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>113 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>102 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,234 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,118 点</u>
ロ 小臼歯	<u>929 点</u>	ロ 小臼歯	<u>842 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>56 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>51 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>741 点</u>	イ 前歯	<u>672 点</u>
ロ 小臼歯	<u>929 点</u>	ロ 小臼歯	<u>842 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,234 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,118 点</u>
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	



イ 前歯	<u>71 点</u>	イ 前歯	<u>65 点</u>
ロ 小臼歯	<u>71 点</u>	ロ 小臼歯	<u>65 点</u>
ハ 大臼歯	<u>71 点</u>	ハ 大臼歯	<u>65 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,871 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,649 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,522 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,341 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,522 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,341 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,169 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,030 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>900 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>793 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>987 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>894 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>772 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>699 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>677 点</u>	イ 大臼歯	<u>614 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>589 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>534 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>546 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>495 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>884 点</u>	(1) 双子鉤	<u>780 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>683 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>603 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

(1) 前歯	<u>273 点</u>	(1) 前歯	<u>248 点</u>
(2) 犬歯・小白歯	<u>294 点</u>	(2) 犬歯・小白歯	<u>267 点</u>
(3) 大白歯	<u>339 点</u>	(3) 大白歯	<u>307 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>677 点</u>	イ 大白歯	<u>614 点</u>
ロ 小白歯・前歯	<u>495 点</u>	ロ 小白歯・前歯	<u>449 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	<u>44 点</u>	イ 大白歯	<u>40 点</u>
ロ 小白歯・前歯	<u>33 点</u>	ロ 小白歯・前歯	<u>30 点</u>
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,582 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,434 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	

「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~122 (略)</p> <p>123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用、<u>冷凍アブレーション用又はパルスフィールドアブレーション用</u>のカテーテルであること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方</p> <p>構造により、熱アブレーション用(6区分)、<u>冷凍アブレーション用(2区分)</u>及び<u>パルスフィールドアブレーション用</u>の合計<u>9</u>区分に区分する。</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①~⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>パルスフィールドアブレーション用</u></p> <p><u>次のいずれにも該当すること。</u></p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~122 (略)</p> <p>123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用<u>又は</u>冷凍アブレーション用のカテーテルであること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方</p> <p>構造により、熱アブレーション用(6区分)<u>及び</u>冷凍アブレーション用(2区分)の合計<u>8</u>区分に区分する。</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①~⑧ (略)</p> <p>(新設)</p>

ア 薬剤抵抗性を有する発作性心房細動の治療を目的として使用するパルスフィールドアブレーション用のカテーテルであること。

イ 高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルでないこと。

ウ ペーシング刺激による、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を行う機能を有すること。

124～188 (略)

189 削除

190～227 (略)

228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット  
次のいずれにも該当すること

124～188 (略)

189 ヒト骨格筋由来細胞シート

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「ヒト細胞加工製品(2)ヒト体性幹細胞加工製品」であって、一般的名称が「ヒト(自己)骨格筋由来細胞シート」であること。

② 採取した患者の骨格筋から得られる筋芽細胞を培養し、シート状に調製するために用いられる材料であること。

(2) 機能区分の考え方

用いられる工程に応じて、採取・継代培養キット及び回収・調製キットの合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 採取・継代培養キット

患者より骨格筋を採取した後、筋芽細胞の継代培養が終了するまでに使用される材料から構成されるキットであること。

② 回収・調製キット

筋芽細胞の継代培養が終了した後、シート状に調製し終えるまでに使用される材料から構成されるキットであること。

190～227 (略)

(新設)

① 薬事承認又は認証上、類別が「ヒト細胞加工製品（１）ヒト体細胞加工製品」であって、一般的名称「ネルテペンドセル」であること。

② ドナーより採取したヒト角膜から成熟分化角膜内皮細胞を含む細胞を採取し、生体外での初代培養を経て拡大培養、分化及び成熟工程を経ることにより得られる成熟分化した培養ヒト角膜内皮細胞の懸濁液を精製及び投与するキットであること。

229 弁周囲欠損孔閉鎖セット

次のいずれにも該当すること

① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工心膜用補綴材」であること。

②大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の欠損孔を閉鎖することを目的に、経皮的に病変部に挿入留置して使用する人工補綴材セット（デリバリーシステムを含む。）であること。

Ⅲ～Ⅸ （略）

（新設）

Ⅲ～Ⅸ （略）

(別添4参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について  
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~122 (略)</p> <p>123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル</p> <p>(1) 熱アブレーション用の「体外式ペーシング機能付き」又は「体外式ペーシング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。</p> <p>(2) <u>パルスフィールドアブレーション用については、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を目的として体外式ペースメーカー用カテーテル電極・心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞型と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。</u></p> <p>125~188 (略)</p> <p>189 <u>削除</u></p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~122 (略)</p> <p>123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル</p> <p>熱アブレーション用の「体外式ペーシング機能付き」又は「体外式ペーシング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。</p> <p>(新設)</p> <p>125~188 (略)</p> <p>189 <u>ヒト骨格筋由来細胞シート</u></p> <p>(1) <u>ヒト骨格筋由来細胞シートは、虚血性心疾患による重症心不全患者で、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分として関連学会の定める「ヒト(自己)骨格筋由来細胞シートの使用要件等の基準について」に従い、ハートチームによる適応判定が行われ、かつ、根治療法として心臓移植以外に治療手段がないと考えられる症例に対して、同基準に従って使用された場合に限</u></p>

190～227 (略)

228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット

- (1) 水疱性角膜症の患者であって、最良矯正視力が0.7未満であること及び不可逆の角膜上皮浮腫が存在することが確認されたものに対して使用した場合に、1回の手術において片眼につき1回に限り算定できる。
- (2) 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
- (3) 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットを使用する前の患眼の最良矯正視力及び角膜内皮細胞密度を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

229 弁周囲欠損孔閉鎖セット

- (1) 弁周囲欠損孔閉鎖セットは、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、欠損孔を経皮的に閉鎖することを目的に使用した場合に限り、1回の手術に対して2個を限度として算定できる。
- (2) 弁周囲欠損孔閉鎖セットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
- (3) 弁周囲欠損孔閉鎖セットの使用に当たっては、区分番号「K 5 5 5」弁置換術が適応とならない医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

4～6 (略)

II～IV (略)

り算定できる。

- (2) ヒト骨格筋由来細胞シートは、1人につき1回まで算定できることとし、使用する際は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。

190～227 (略)

(新設)

(新設)

4～6 (略)

II～IV (略)